

令和6年

8月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和6年8月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年8月9日(金) 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(26名)

			2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	石川 渡	委員			
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(3名)

1番	莊司太一郎	委員	4番	大場 重樹	委員	6番	佐藤 良	委員
----	-------	----	----	-------	----	----	------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	調整主任	元木由紀子	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第39号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第40号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第41号	農用地利用集積計画について

8 開 会

---

## 開 会

(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

おはようございます。

8月の農業委員会定例会総会を開会したいと思います。

まずもって、先月7月25日の大雨被害、本当に皆様には大小様々な被害に遭われたことと思います。本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。この被災の中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

では、開会に当たりまして、齋藤会長よりご挨拶お願いいたします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございました。

では、総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条によりまして会長が務めることになっておりますので、齋藤会長、よろしくをお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、1番、荘司太一郎、4番、大場重樹委員、6番、佐藤良委員の3名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

---

### ◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、23番、佐々木治人委員、24番、伊與田明子の両名をお願いいたします。

---

### ◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

報告事項につきましては、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3の届出書の受理につきましては19件、2番、農地の現況等に係る照会に対する回答については2件、3番、農地法第18条第6項の規定による通知の受理が1件、以上、22件となっております。内容につきましては農地係長より報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

- 齋藤 均 議長  
ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

◎議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 齋藤 均 議長  
これより議事に入ります。  
議第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 今野事務局長  
議第39号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、今回3件の申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について、農地係長より説明します。
- 安倍農地係長  
それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、11ページをご覧ください。  
なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。  
また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。  
酒田48番、相生町の〇〇から千代田の〇〇へ、関係は姉妹となっております。千代田の田2筆1万382平米、相手方の要望、所有権移転で贈与となっております。  
続いて松山地区お願いします。
- 松山総合支所 齋藤調整主任  
松山です。松山1件ございます。  
松山6番、中牧田の〇〇から成興野の〇〇へ成興野の畑1筆、相手方の要望で所有権移転の売買となります。  
別紙の1ページ、ご覧ください。  
10アール当たりの単価は15万円となっております。総額は3万8,850円での売買となります。こちらの畑でございますが、〇〇の自宅前の畑となっております、中間管理事業で契約しておりましたが、このたび〇〇から〇〇に売買の打診があり、〇〇で了解したという形で今回の申請となっております。  
松山は以上でございます。
- 平田総合支所 出嶋専門員  
それでは平田でございます。  
平田の6番、〇〇から〇〇への贈与でございます。畑1筆でございます。所有権移転です。
- 齋藤 均 議長  
農地調査委員会の報告をお願いします。
- 8番 五十嵐弘樹委員  
8番、五十嵐です。  
8月5日に第3班による農地調査委員会を行っております。  
議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認します。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。

議第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第39号については許可決定といたします。

---

#### ◎議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、今回2件の申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細につきましては農地係長より説明いたします。

○安倍農地係長

議案書の12ページをお願いします。

酒田12番です。

黒森の畑で登記簿面積9,705平米のうち、12.19平米です。申請事由は営農型太陽光発電施設敷地で賃借権の設定、農地区分は農業地域、許可基準は1年間の一時転用で、更新となります。

別紙資料の5ページの位置図、字限図をご覧ください。

場所は黒森地区、酒造会社の菊勇の西側、市道浜中黒森線の北側の畑になります。6ページの配置図をご覧ください。現況は畑の営農を続けながら太陽光発電パネル1,920枚が設置されています。

別紙資料の11ページから16ページが営農計画及び営農への影響見込み書、17ページ、18ページが営農計画に対する農業技術普及課の意見書になります。栽培作物は昨年8月の更新時からブルーベリーに変更され、1,650本の苗がコンテナを利用して植付けされ、栽培されています。7ページから10ページが畑を四方向から撮影した現況写真になりますのでご覧ください。

今年の収穫につきましては、1年目ながら14キロ程度収穫したと報告を受けております。今回の更

新許可に当たっては、今までの営農条件が基準をクリアできていないこと、ブルーベリー栽培の営農計画に対して農業技術普及課より基準のクリアが難しいとの意見が出ていること、ブルーベリーがまだ成長段階であることなどを踏まえて、申請者と協議し、一時転用期間を1年間として、今後も適切な営農の確保に向けて継続的な現地確認や申請者からの聞き取りなど、働きかけが必要と考えております。

酒田12番の説明は以上です。

続いて、八幡地区をお願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、続きまして、八幡1番になります。

市条の〇〇から〇〇株式会社へ。市条の畑1筆で2,349平米になります。申請、転用の理由は資材及び車両置場、賃貸借権の設定、賃借料は年間60万円になります。許可基準につきましては、第3種農地ですので、原則許可になります。

別紙資料19ページからをご覧くださいと思います。

場所につきましては、八幡市条地区の旧市条保育園の南側で、八幡地区の都市計画区域の用途区域内になります。

第5条の規定による許可申請についての説明は以上になります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前でございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田12番の現地報告を8番、五十嵐弘樹委員よりお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

酒田12番について、7月31日に事務局と現地確認を行いました。ブルーベリーの栽培から1年が経過し、現在は1,650本、コンテナで栽培されていました。ブルーベリーはまだまだ成長段階ですので、定期的な営農状況の確認が必要と思われますので、許可期間としては1年が相当と思われます。前回の営農状況を見ますと、まだまだ足りないのかなと思われましたので、まず1月、2月頃、報告をもらいながら1年間の許可ということだと思いますので、よろしくをお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、八幡1番の現地報告を3番、池田良之委員より報告願います。

○3番 池田良之委員

3番、池田です。

7月24日、事務局と現地確認を行いました。

都市計画の用途区域内の農地であり、周囲への影響もなく、資材置場としての大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思われます。

よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第40号については許可決定といたします。

---

### ◎議第41号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第41号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第41号 農用地利用集積計画につきましては、一般事業として1、所有権の移転が1件、2、利用権の設定が6件の計画の申出がございます。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当より説明いたします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、農用地利用集積計画につきましては議案書13ページからをご覧くださいと思います。今回審査いただく農用地利用集積計画の7件につきましては、要件欄に記載ありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業の常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。

それでは1、一般事業、(1)所有権の移転になります。

八幡2番、市条〇〇から株式会社〇〇へ、升田の畑4筆、2万8,498平米になります。単価は10アール当たり5万2,635円、総額150万円からの割り返しになります。移転時期、支払い時期とも令和6年8月30日を予定しております。

このたび、相続登記が完了したことにより今回の利用集積計画が提出されたものであります。

八幡からは以上です。

○安倍農地係長

それでは続きまして、14ページ、一般事業の利用権の設定です。

東平田11番、1万円の10年の更新です。

中平田11番、12番関連で、同じ借受人となります。それぞれ1万円の10年で中平田11番が更新、中平田12番が新規となります。

続いて、中平田13番、1万円の3年の更新です。

平田地区お願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは平田です。

平田19番、1筆、2万円での賃借料でございます。10アール当たりになりますと4,019円です。5年で新規でございます。

平田20番、1筆でございますが、それぞれ1万円ずつ、10年の更新でございます。  
平田は以上です。

○齋藤 均 議長  
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員  
8番、五十嵐です。  
議第41号 農用地利用集積計画についてですが、農用地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長  
これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
議第41号 農用地利用集積計画について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長  
異議ないようですので、議第41号については計画決定といたします。

---

## ◎閉 会

○齋藤 均 議長  
以上をもちまして、令和6年8月定例総会を閉会いたします。

午前9時59分 閉会